

環境・農水常任委員会 資料6-②
令和2年(2020年)6月9日
農政水産部 農村振興課

滋賀県ため池中長期整備計画 (改定版)

令和2年(2020年)3月

滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会

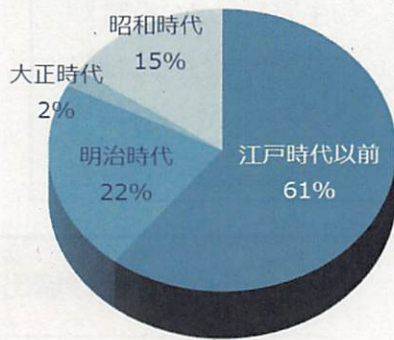
< 目次 >

I はじめに	1
1 ため池の歴史	1
2 ため池の機能・役割	2
II 滋賀県のため池の特徴	3
1 ため池の分布状況	3
III 滋賀県のため池の現状	7
1 ため池整備等の状況	7
2 ため池ハザードマップ	8
3 ため池一斉点検（平成 25 年～平成 27 年実施）	9
4 ため池緊急点検（平成 30 年度）	10
5 近年のため池の被害状況	11
6 高まる地震の発生確率	11
IV ため池中長期整備計画	12
1 基本理念	14
2 基本方針	14
3 施策体系	15
4 計画の期間	17
5 10 年間の整備計画	18
V 防災対策	19
1 防災重点ため池	19
2 特定農業用ため池	20
3 整備の重要度（安全度）の考え方	21
4 ため池の用途廃止	23
VI 減災対策	24
1 ため池ハザードマップの整備	24
2 洪水調整機能付与および事前放流	26
3 情報連絡体制の整備	27
4 ため池マップの整備	25
VII 保全・管理対策	29
1 保全管理体制整備	29
2 監視体制の整備	31
ため池用語集	32

I はじめに

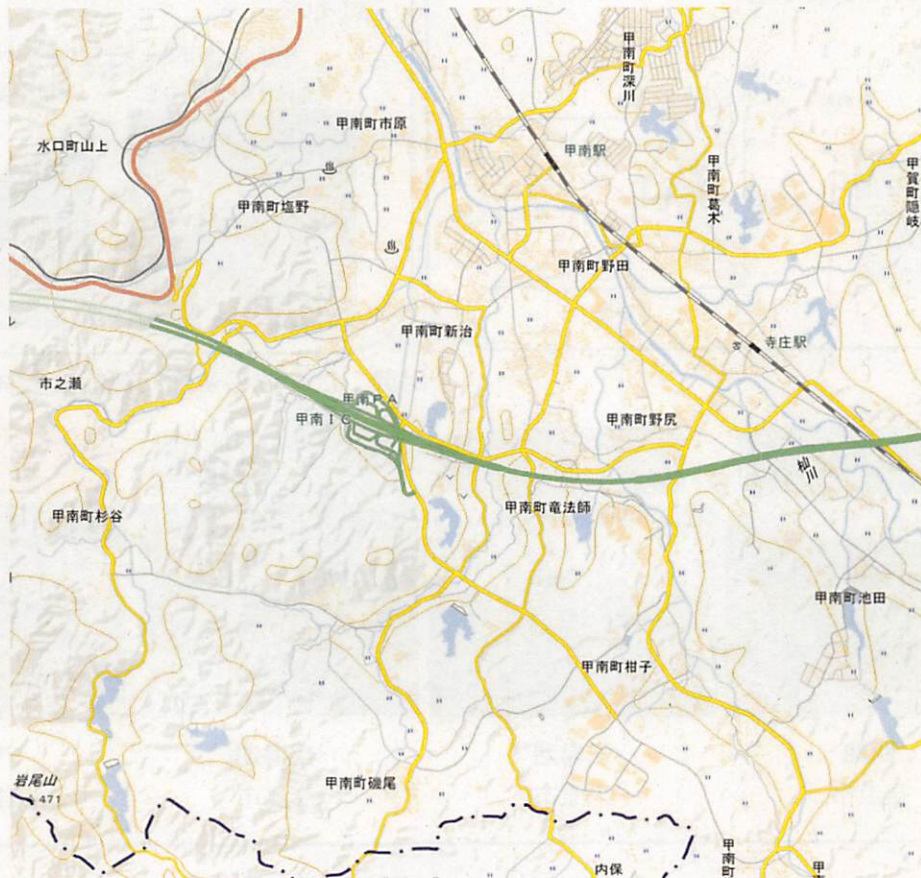
1 ため池の歴史

ため池※とは、雨が少ない時期でも農業用水として安定して使えるように人工的に築造された貯水池のことで、稲作を中心とする農業や地域社会の要ともいえる存在です。その歴史は古く、県内で築造が確認できるものは、大和朝廷の時代まで遡り、県内の 6 割のため池が、江戸時代以前に築造されたものです（図 I -1 参照）。江戸時代に入ると新田開発が進むにつれ、山間地や丘陵地（図 I -2 参照）に水源としてため池が多く築造されるようになり、管理を含め昔からその建設に多くの労力が投入されてきました。



※ 本計画でいう『ため池』は、農業用水を貯留・利用するための『農業用ため池』を指しています。

図 I -1 滋賀県のため池築造年代



出典：地図は国土地理院電子地形図（タイル）より
図 I -2 県南部の山間地丘陵地に分布するため池群（S=No Scale）

2 ため池の機能・役割

ため池は、農業用水を確保するだけでなく、防火用水など地域用水としても活用されています（表 I -1 参照）。また、農業用水を貯水するだけでなく、豪雨時には雨水を一時的に溜める洪水調節や土砂流出の防止、魚や昆虫類などの生物の生息場所といった多面的な機能を有しており、また、祭りや集落行事の拠点となるなど文化伝承の場となっているものもあります（図 I -3 参照）。

表 I -1 ため池の持つ多面的な機能

○米や野菜を作るための農業用水としての役割	
○洪水調節の役割	○生態系保全の役割
○気候緩和の役割	○防火用水としての役割
○土砂流出防止の役割	○景観形成の役割
○地下水かん養の役割	○親水空間としての役割

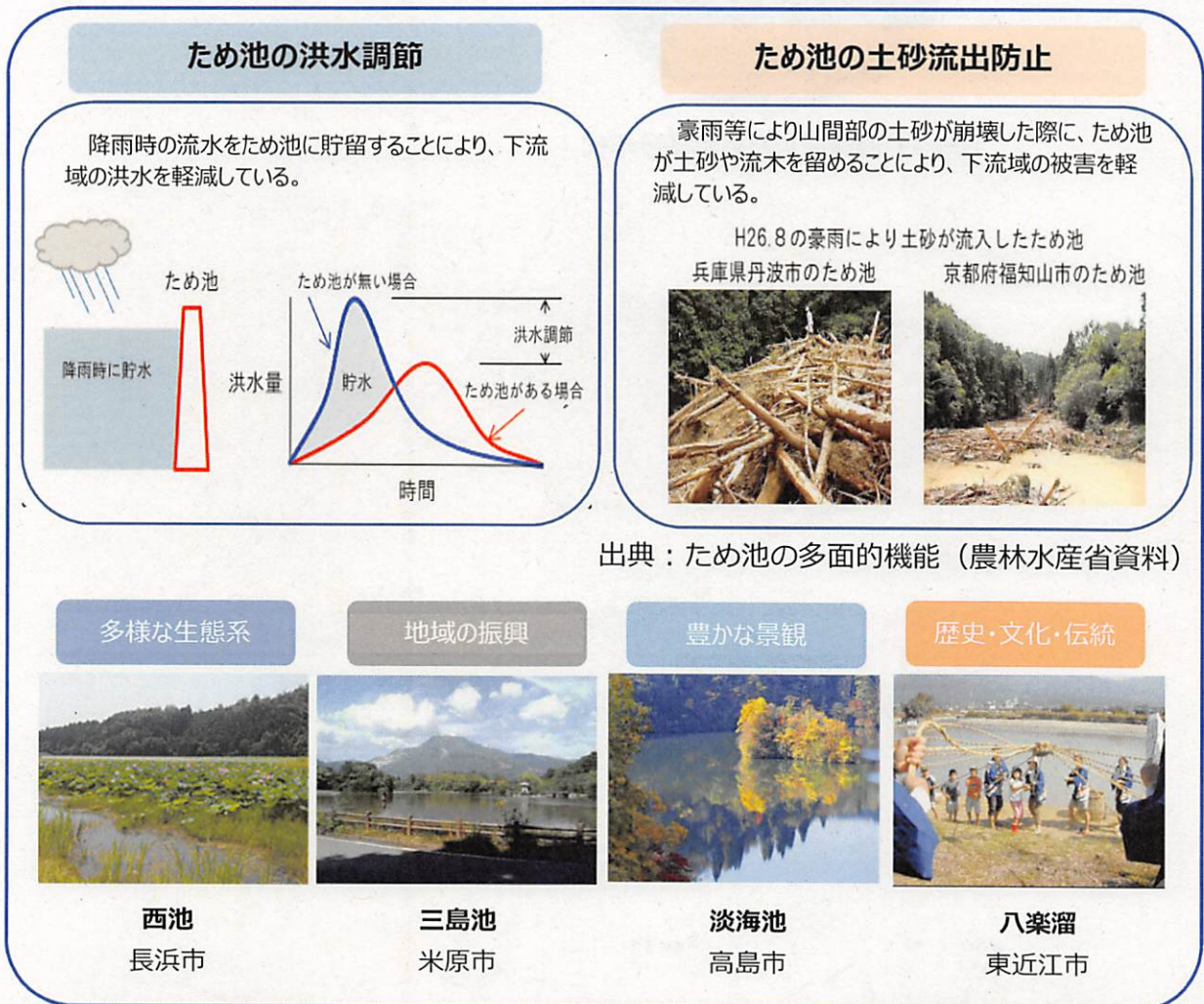


図 I -3 ため池の持つ多面的な機能

Ⅱ 滋賀県のため池の特徴

本県の農業用水源は、約4割を琵琶湖に依存しており、ため池については、1割に満たないことなどから、ため池数は全国では28位、近畿地方でも二番目に少ない保有県となっています。

県内のため池はその多くが県南部に位置し、全体の約6割を占め、そのうち約3割が甲賀地域に集中しています。また、ため池の規模については、貯水量1万m³未満のため池が全体の約7割を占めていますが、そのうち1千m³未満の小さいため池が全体の約3割に及んでいます。

さらに、ため池の管理者は、個人が約3割、自治会や農事組合等の団体が約6割となっており、今後、管理面で人口減少や高齢者の増加などの社会状況の変化に大きく影響されることが懸念されます。

1 ため池の分布状況

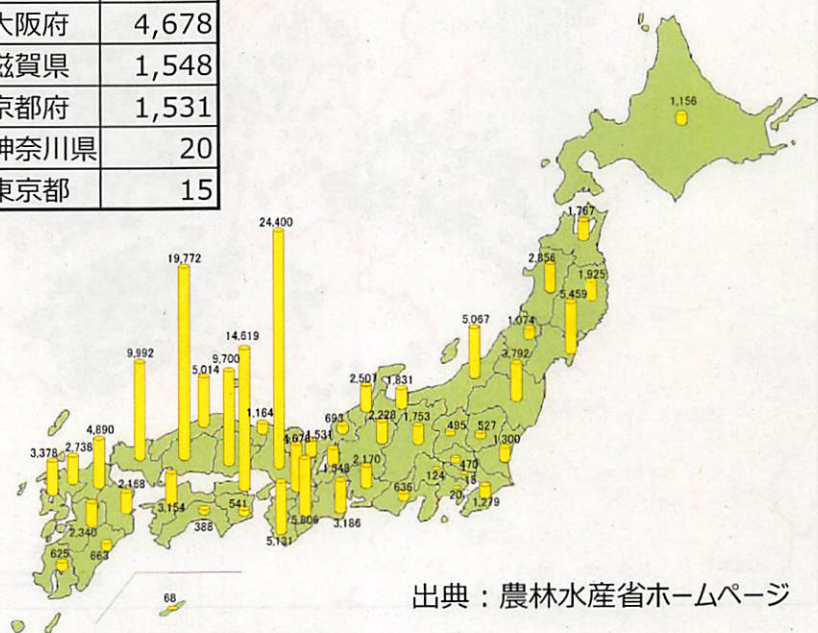
ため池は、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。ため池は全国に約17万箇所存在し、特に西日本に多く分布しています。(図Ⅱ-1参照)。

一方、本県のため池は、令和元年5月現在1,548箇所であり、全国では28位、近畿地方(2府4県)では二番目に少ない分布となっています(表Ⅱ-1参照)。県内では、甲賀地域、大津地域、東近江地域の順に多く分布しており、概ね3割のため池が甲賀地域に集中しています(図Ⅱ-2参照)。

また、県内のため池の約6割が2ha以上の規模で農地のかんがいに利用されていますが、0.5ha未満など小さい農地で利用されているため池も約3割存在しています。

表Ⅱ-1 全国のため池箇所(抜粋)(R1.5現在)

箇所数順		箇所数順			
1	兵庫県	24,400	8	和歌山県	5,131
2	広島県	19,772	12	大阪府	4,678
3	香川県	14,619	28	滋賀県	1,548
4	山口県	9,992	29	京都府	1,531
5	岡山県	9,700	46	神奈川県	20
6	奈良県	5,806	47	東京都	15



出典：農林水産省ホームページ

図Ⅱ-1 全国のため池分布状況(R1.5現在)

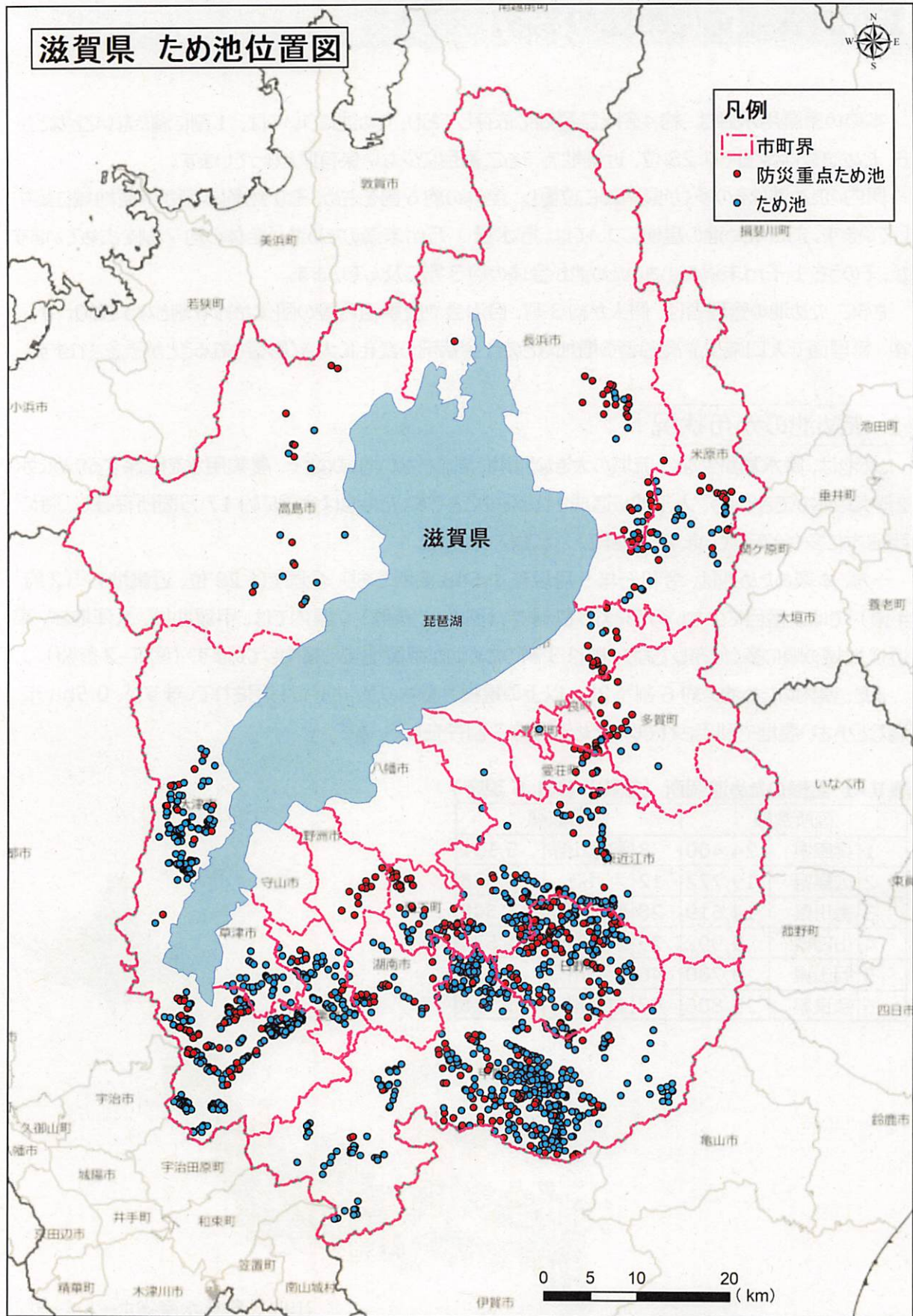
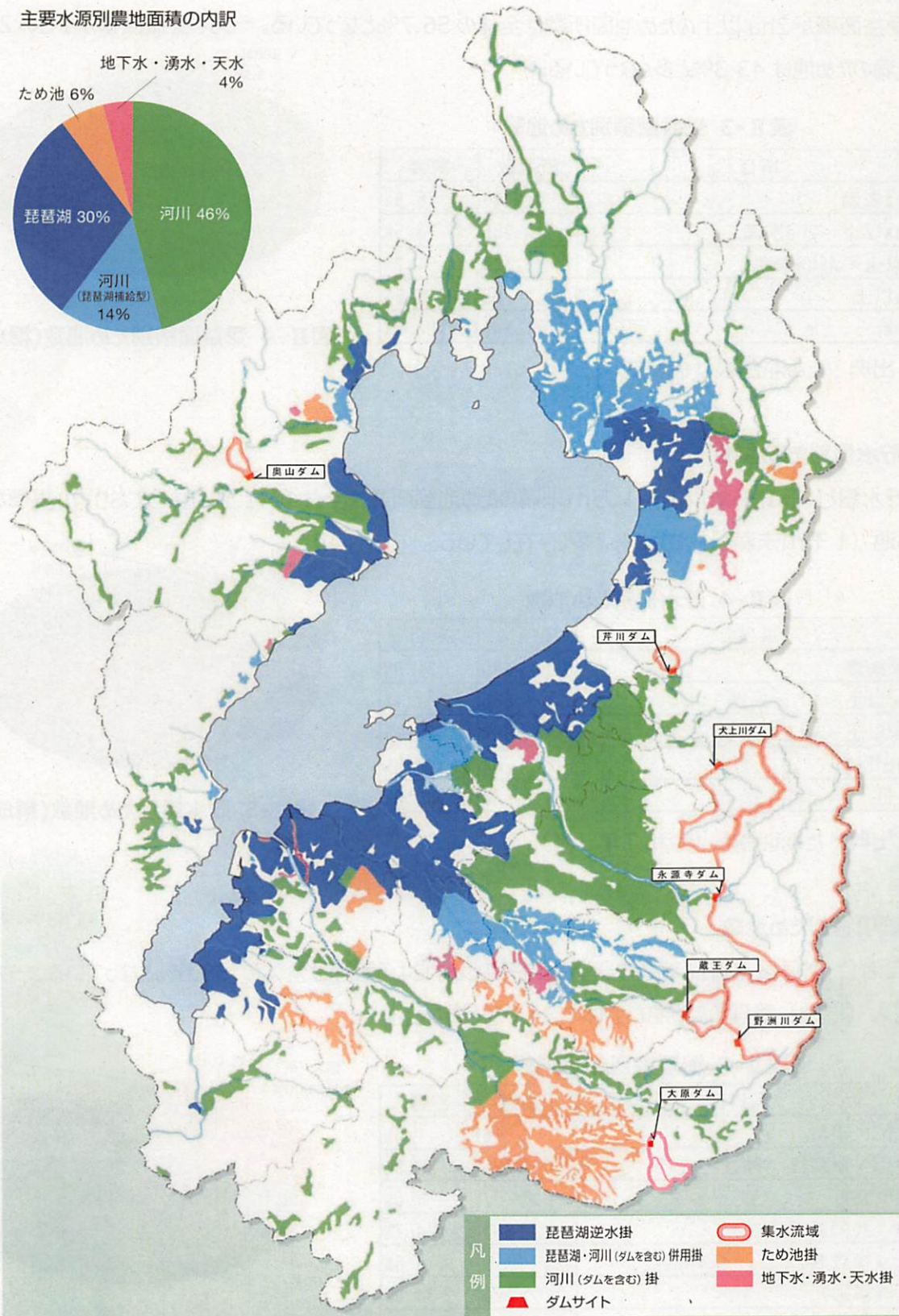
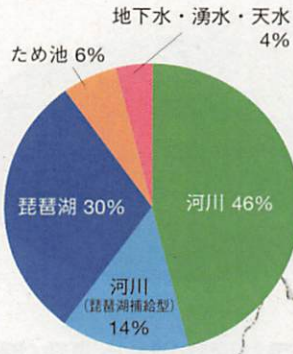


図 II-2 滋賀県のため池分布(R1.5 現在)

主要水源別農地面積の内訳



出典：しがの農業農村整備

(※ため池掛 ■ はため池の用水を主水源としている受益区域を示す)

図 II-3 滋賀県の農業用水 水源別依存状況

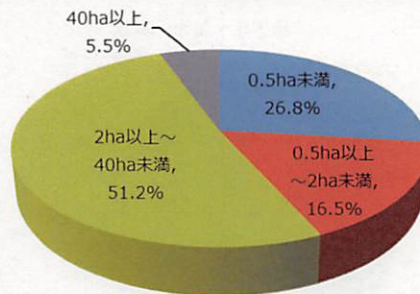
○受益面積別ため池数

受益面積が2ha以上のため池箇所数は全体の56.7%となっている。一方、受益面積が小さい2ha未満のため池は43.3%と多くなっている。

表Ⅱ-3 受益面積別ため池数

項目	箇所数	割合
0.5ha未満	415	26.8%
0.5ha以上～2ha未満	255	16.5%
2ha以上～40ha未満	793	51.2%
40ha以上	85	5.5%
合計	1,548	100.0%

出典：ため池台帳（令和元年5月）



図Ⅱ-4 受益面積別ため池数(構成比)

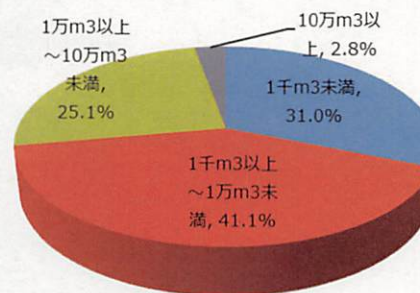
○貯水量別ため池数

貯水量として1千m³以上～1万m³未満のため池箇所数は全体の41.1%となっており、小規模なため池（1千m³未満）も31.0%と多く存在している。

表Ⅱ-4 貯水量別ため池数

項目	箇所数	割合
1千m ³ 未満	480	31.0%
1千m ³ 以上～1万m ³ 未満	636	41.1%
1万m ³ 以上～10万m ³ 未満	388	25.1%
10万m ³ 以上	44	2.8%
合計	1,548	100.0%

出典：ため池台帳（令和元年5月）



図Ⅱ-5 貯水量別ため池数(構成比)

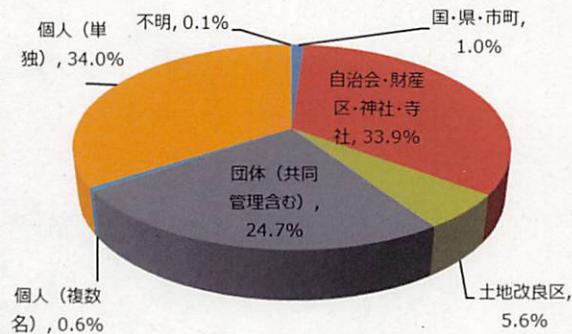
○管理者別ため池数

自治会・財産区・神社・寺社や農事組合等の団体による管理は全体の58.6%となっている。一方、個人（単独）管理のため池も全体の34.0%と多い。

表Ⅱ-5 管理者別ため池数

項目	箇所数	割合
国・県・市町	16	1.0%
自治会・財産区・神社・寺社	525	33.9%
土地改良区	87	5.6%
団体（共同管理含む）	383	24.7%
個人（複数名）	9	0.6%
個人（単独）	526	34.0%
不明	2	0.1%
合計	1,548	100.0%

出典：ため池台帳（令和元年5月）



図Ⅱ-6 管理者別ため池数(構成比)

Ⅲ 滋賀県のため池の現状

本県のため池の多くは、造成後 100 年以上が経過していますが、昭和 45 年度以降に改修されたため池の整備率は、平成 30 年度末で、ため池全体で約 4 割、防災重点ため池でも約 6 割にとどまっています（図Ⅲ-3 参照）。

また、平成 25 年度から 27 年度に実施した「ため池一斉点検」で、①地震による判定で調査の優先度が高いため池が 205 箇所、②豪雨による判定で調査の優先度が高いため池が 38 箇所であると判定されていますが、平成 28 年度以降のため池整備は 4 箇所にとどまっています。

加えて、平成 30 年度に実施した「ため池緊急点検」において、変状のあるため池が 407 箇所(全体の約 3 割)で見られるなど老朽化の進行等が再確認されました。

ため池の管理状況についても、草木が繁茂するなど日常管理が十分に行われていない、または利用されていないため池が多数見受けられるなど、災害の引き金になることが懸念される状況となっています。これらのことから、本県のため池には早期の補強・補修対策が求められています（図Ⅲ-2 参照）。

さらに、人命や財産に対するリスク情報の把握に活用できるため池ハザードマップの整備状況は、防災重点ため池 225 箇所(約 5 割)の作成となっています。



図Ⅲ-1 整備済ため池

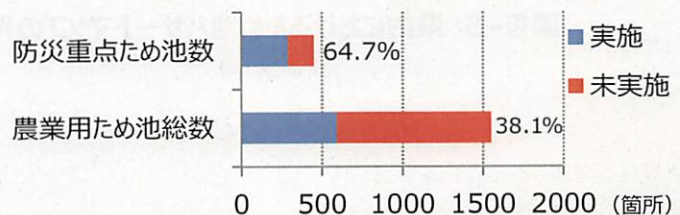


図Ⅲ-2 管理が十分でないため池

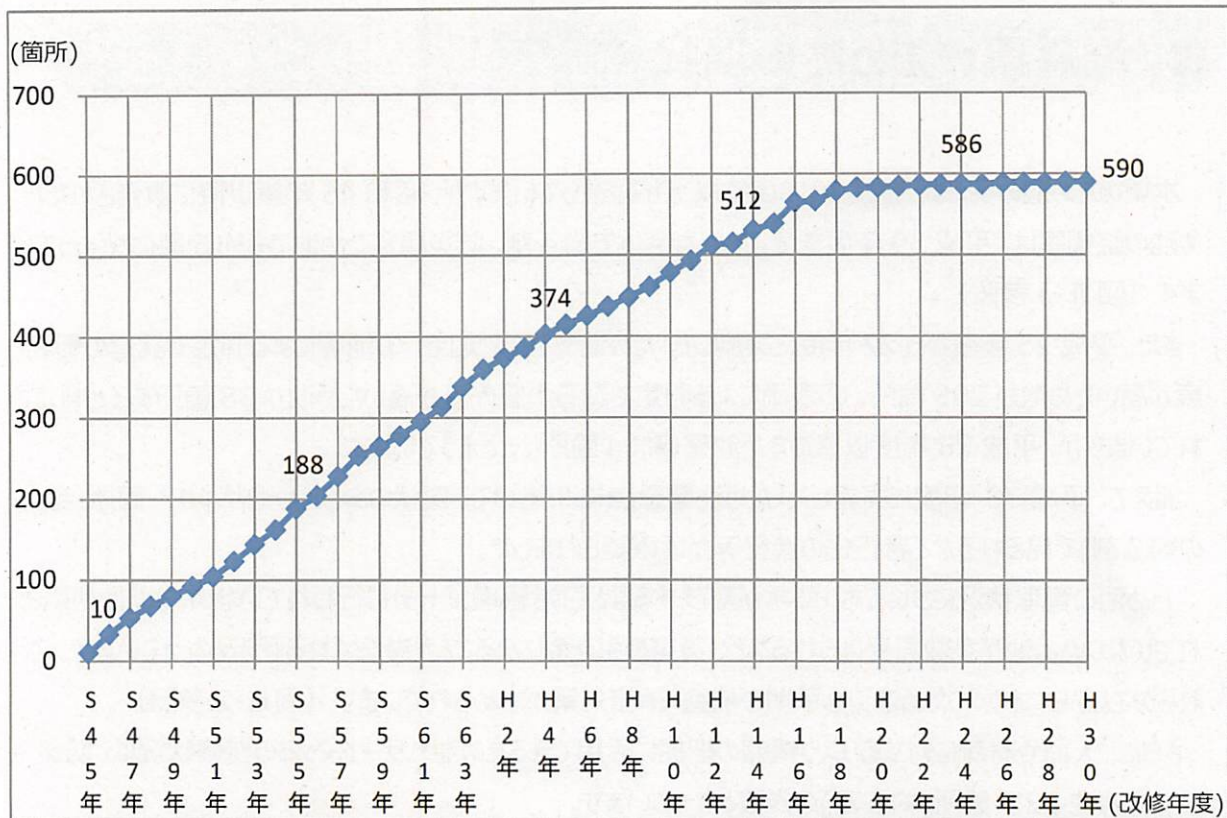
1 ため池整備等の状況

昭和 45 年度から平成 30 年度までに改修したため池は、改修規模や内容（全面改修、部分的改修）のいかんにかかわらず、防災重点ため池で 291 箇所、整備率 64.7%(291 箇所/450 箇所)、ため池全体では 590 箇所、整備率 38.1%(590 箇所/1,548 箇所)となっています（図Ⅲ-3 参照）。

年度別の整備状況は、平成 19 年度までは約 1.5 箇所/年の改修工事が行われていましたが、近年は非常に少ない状況となっています（図Ⅲ-4 参照）。



図Ⅲ-3 ため池の整備率



3 ため池一斉点検（平成25年～平成27年実施）

平成23年に発生した東日本大震災では、福島県内のため池が決壊し人命が失われるなど、甚大な被害が発生しました。このため、農林水産省は都道府県に対し、ため池の全国一斉点検を行うよう要請し、本県では決壊した場合に農地や家屋に被害を及ぼすおそれがある1,019箇所（うち防災重点ため池424箇所）を対象に平成25年度から27年度にかけて目視や文献等による点検を実施しました（表Ⅲ-1参照）。

具体的には、ため池の外形的な状況や周辺環境を調査し、過去の豪雨や地震により被害を受けたため池との類似性から整備の要否を判断する詳細調査の優先度を判定しました。

豪雨に対する判定は、ため池の構造、周辺環境、影響度、依存度、立地条件に係る項目を数値化して、詳細な調査を行う優先度を判別し、地震に対する判定は、ため池の属性、堤体諸元、影響度、依存度、立地条件に係る項目を数値化して、詳細な調査を行う優先度を判別しています。

この結果、豪雨による判定で詳細調査の優先度が高いと判定されたため池が38箇所、地震による判定で詳細調査の優先度が高いと判定されたため池が205箇所、全体で240箇所（うち防災重点ため池144箇所）のため池が詳細な調査の優先度が高いと確認されました。

表Ⅲ-1 ため池一斉点検結果

市町名	一斉点検実施ため池数 (H25～H27実施)		一斉点検の結果、詳細な調査の優先度が高いため池					
	全体	R1 防災重点 ため池	全体	左記の内 防災重点 ため池	豪雨	左記の内 防災重点 ため池	耐震	左記の内 防災重点 ため池
大津市	162	70	40	26	2	0	38	26
草津市	24	0	15	0	0	0	15	0
栗東市	33	10	7	4	0	0	7	4
守山市	0	0	0	0	0	0	0	0
野洲市	12	12	5	5	1	1	4	4
大津・南部	231	92	67	35	3	1	64	34
甲賀市	245	70	45	21	18	2	28	20
湖南市	31	16	8	5	2	0	7	5
甲賀	276	86	53	26	20	2	35	25
近江八幡市	2	0	0	0	0	0	0	0
東近江市	128	26	28	10	1	0	27	10
日野町	175	80	44	33	7	0	37	33
竜王町	44	31	17	16	1	1	16	15
東近江	349	137	89	59	9	1	80	58
彦根市	22	19	2	1	1	0	1	1
愛荘町	10	9	1	1	0	0	1	1
豊郷町	1	0	1	0	0	0	1	0
甲良町	12	10	3	3	0	0	3	3
多賀町	16	11	6	5	0	0	6	5
湖東	61	49	13	10	1	0	12	10
長浜市	40	31	6	6	2	2	4	4
米原市	44	20	7	4	1	1	6	3
湖北	84	51	13	10	3	3	10	7
高島市	18	9	5	4	2	1	4	4
高島	18	9	5	4	2	1	4	4
合計	1019	424	240	144	38	8	205	138

4 ため池緊急点検（平成30年度）

平成30年7月豪雨では各地で甚大な被害が発生し、特にため池が決壊し人命が奪われるなど、大きな被害が発生しました。

今後の豪雨や台風等に備えることを目的に、下流に影響を及ぼすおそれのあるため池を対象に農林水産省から都道府県に対し、緊急点検を実施するよう要請がありました。

本県では、県内の農業用ため池1,551箇所を対象に市町、滋賀県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）、土地改良区と県が連携して緊急点検を実施しました。

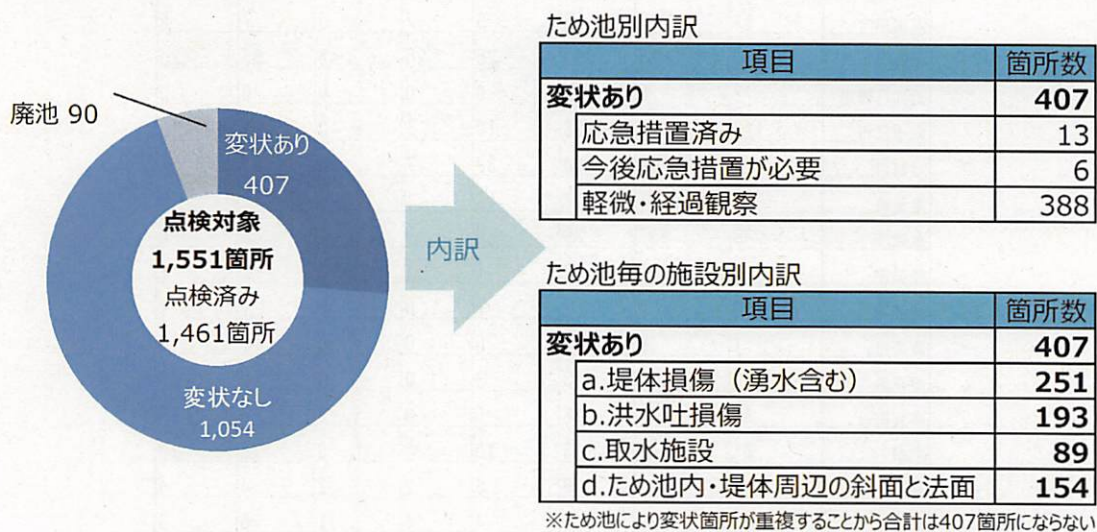
○点検結果

ため池は水を貯める「堤体」、貯水する以上の水を安全に流下するための「洪水吐」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されており、これらを点検しました。

堤体損傷（湧水含む）や洪水吐損傷、取水施設損傷、ため池内・堤体周辺の斜面と法面の損傷が認められるなど、何らかの変状のあるため池が、点検済み1,461箇所のうち407箇所で見られ、特に堤体法面の陥没や亀裂、湧水や浸食など堤体に変状があったため池が251箇所と6割を超えており、堤体の老朽化が進行していることが再確認できました（図Ⅲ-6参照）。

また、応急措置が必要と判断されたため池6箇所については、ただちに堤体等の安全性を確保するため、水位低下による低水管理や、土のうによる崩落箇所の拡大防止などの応急措置の対応を市町やため池の管理者（所有者を含む。以下、「管理者等」という）が講じることで被災リスクの低減が図れました。

管理面でも、草木が繁茂するなど日常管理が十分行われていない、または利用されていないため池が多数あり、保全管理体制の強化が課題であることが判明しました。



図Ⅲ-6 平成30年度 ため池緊急点検結果概要

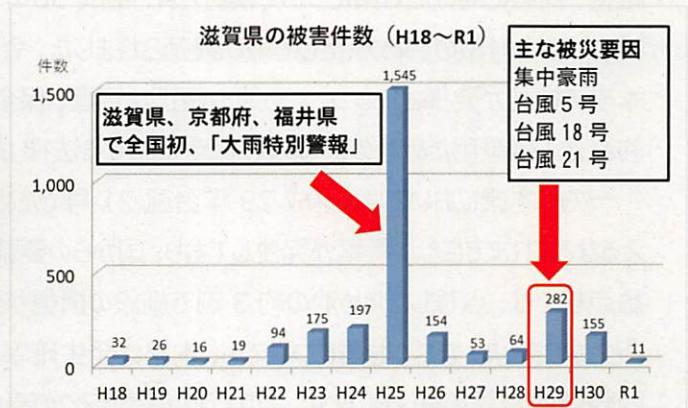
5 近年のため池の被害状況

本県は平成 14 年から 23 年まで水害被害額が全国 47 位と自然災害が非常に少ない県でしたが、平成 25 年の台風 18 号では、滋賀県、京都府、福井県で全国初の「大雨特別警報」が発表され、県内でも 12 箇所ある気象観測所のうち 7 箇所で観測史上最大雨量(24 時間)が記録されるなど、県内各地で多くの被害が発生しました。また、平成 29 年には台風 5 号、18 号、21 号(図Ⅲ-8 参照)が日本列島に上陸し、特に台風 21 号豪雨では県内のため池が 13 箇所被害を受け、うち 1 箇所で堤体が決壊し下流の農地や農業施設、家屋などが被災しました(図Ⅲ-7 参照)。

このように、近年、集中豪雨や台風が頻発し、本県の農業・農村に多くの被害を与えているなど、災害リスクが高まってきています。



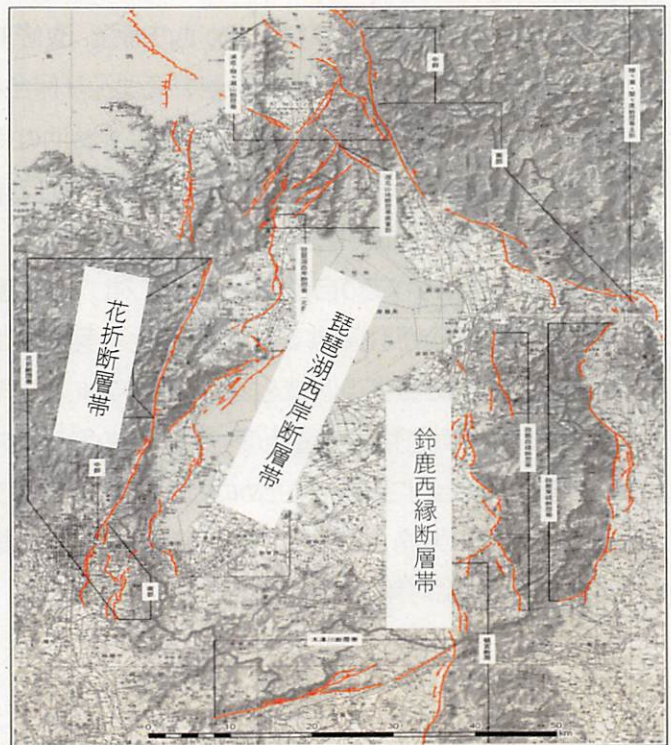
図Ⅲ-7 平成 29 年の台風 21 号によるため池堤体の決壊



図Ⅲ-8 近年の県内農地・農業用施設の被害状況

6 高まる地震の発生確率

本県には、図Ⅲ-9 に示す 3 箇所の地震発生確率の高い琵琶湖西岸断層帯(M7.1 程度：相対的評価「高い」)や花折断層帯(M7.3 程度：相対的評価「やや高い」)、鈴鹿西縁断層帯(M7.6 程度：相対的評価「やや高い」)等を有するとともに、南海トラフの地震発生確率も高い状況となっています。



出典：滋賀県地域防災計画（震災対策編）

図Ⅲ-9 滋賀県内の断層帯位置図

IV ため池中長期整備計画

近年、全国的にため池の決壊等による被害が発生しています。平成 23 年の東日本大震災や、平成 30 年 7 月に発生した西日本を中心とする豪雨によりため池が決壊し、尊い命が奪われるなど大きな被害を及ぼしました。令和に入っても、東日本台風で関東や東北地方で防災重点ため池が 12 箇所決壊するなど甚大な被害が発生しています。

このような状況の中で、平成 30 年に農林水産省では省内にため池対策検討チームが設置され、防災重点ため池の選定の考え方を見直しや、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策、施設機能の適切な維持、補強に向けた対策について検討され、平成 30 年 11 月に「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」として取りまとめられました。令和元年 7 月には、ため池の農業用水を供給する本来の機能が発揮されつつ、ため池の適正な管理、保全が行われ、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。

一方、本県においては、平成 29 年台風 21 号でため池が決壊し下流地域の農地や建物に被害を与えるなどこれまでにない事案が発生しており、国からの要請を受けて平成 30 年 8 月に実施したため池緊急点検では、点検したため池の約 3 割で施設の損傷が発見されるなど施設の老朽化の進行を確認することとなりました。また、地震についても、本県は発生確率の高い琵琶湖西岸断層帯や花折断層帯、鈴鹿西縁断層帯等を有しています。このように災害リスクの高まりに合わせ、ため池の下流部にある農村集落においては都市化や混住化が進み、ため池の決壊による県民に与える影響はこれまで以上に大きくなっています。しかし、本県のため池の整備状況は、人命や財産に影響を与える可能性が高い防災重点ため池においては約 6 割と十分ではなく、ため池の補強、改修対策は喫緊の課題となっています。

取組にあたっては、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく措置を着実に推進し、農村地域の暮らしの安全・安心を確保するため、ため池の持つ特性を踏まえ、市町、県土連、土地改良区、県等が連携して「滋賀県ため池中長期整備計画」を策定することで、ため池の防災・減災対策を計画的に推進することが必要です。

しかしながら、すべての自然災害リスクに対して施設整備だけで対応することは、整備に要する費用の負担や完成までに時間を要することを考えると現実的ではありません。また、災害には、発生時に迅速・的確な避難を行うなど被害の低減を図ることも非常に重要な取り組みとなります。

このため、ため池整備の重要度(安全度)の考え方を明らかにしながらハード対策を効率的に実施しつつ、迅速かつ安全に避難するためのため池ハザードマップの整備や、対策工事を実施する間の対応として低水位管理の実施、ため池の監視・管理・体制や支援体制の強化などのソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進します。

表IV-1 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の概要

(1) ため池の届出	
① ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に県知事への届出を義務付ける。	第4条第1項、第2項、附則第2条
② 県知事は、ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。	第4条第3項
③ ため池の管理者等は、当該ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努めなければならないものとする。	第5条
④ 県知事は、ため池の管理上必要な措置が行われていないときは、管理者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。	第6条
⑤ 県知事は、市町長と協力して、必要な立入調査を行うことができる。	第18条
(2) 特定農業用ため池の指定	
① 県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を特定農業用ため池として指定することができる。	第7条
② 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削等の行為について、県知事の許可制とする。	第8条
③ 市町長は、特定農業用ため池について、災害時の避難に関する印刷物配布等の措置を講ずるよう努めるものとする。	第12条
(3) 特定農業用ため池の防災工事の施行	
① 特定農業用ため池の防災工事（施設の廃止工事を含む。）について、管理者等に県知事への工事計画の事前届出を義務付ける。	第9条
② 管理者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、県知事が防災工事の施行に関する命令及び代執行を行うことができる。	第10条、第11条
(4) 裁定による特定農業用ため池の管理	
市町長は、特定農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない場合であって、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）を確認することができないときは、県知事の裁定により、施設管理権を取得することができる。	第13条～第17条

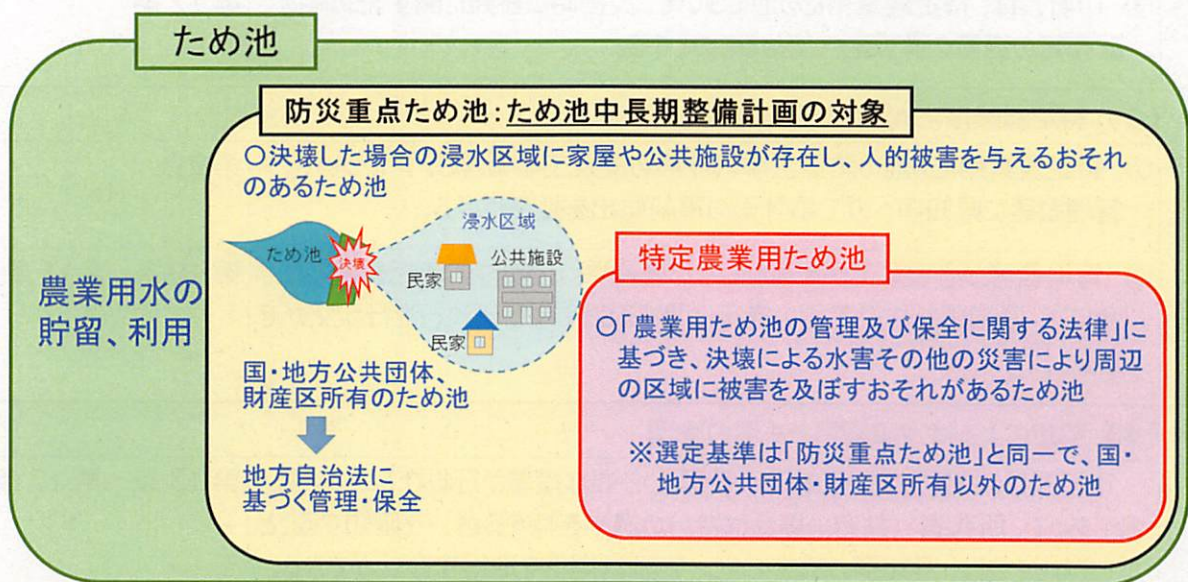
1 基本理念

農村地域の暮らしの安全・安心の確保

～ ソフト対策とハード対策を組み合わせ、関係者が
一体となった総合的な防災・減災対策の推進 ～

2 基本方針

- (1) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく措置を着実に推進する。
- (2) 管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等との連携のもと、防災・減災対策を推進する。
- (3) ため池の適正な保全更新対策、監視・管理体制の強化など、ソフト対策とハード対策を組み合わせた計画的で総合的な防災・減災対策を推進する。
- (4) ため池整備の重要度(安全度)の考え方を明らかにしながら、防災重点ため池のハード対策の効率的な実施を図るため、今後 10 箇年の整備計画を策定する。
- (5) 地域の危機管理体制を強化するため、早期に防災重点ため池のため池ハザードマップを作成し、情報の共有・活用を図る。



図IV-1 ため池の区分

3 施策体系

ため池の防災・減災対策については、施設の改修・補強対策などの「防災対策」とため池ハザードマップの整備などの「減災対策」、施設の適正な保安全管理を行う「保全・管理体制」とを、地域の実情を踏まえながら有効に組み合わせ、「日常管理」⇒「ため池の詳細調査(点検)」⇒「計画策定」⇒「施設整備」のアセットマネジメントサイクル（図IV-2 参照）を重視し取り組みます。

なお、本計画でいうアセットマネジメントとは、農業水利施設（ため池）を資産としてとらえ、効率的・効果的な維持管理手法の総称として用いています。

（1）防災対策

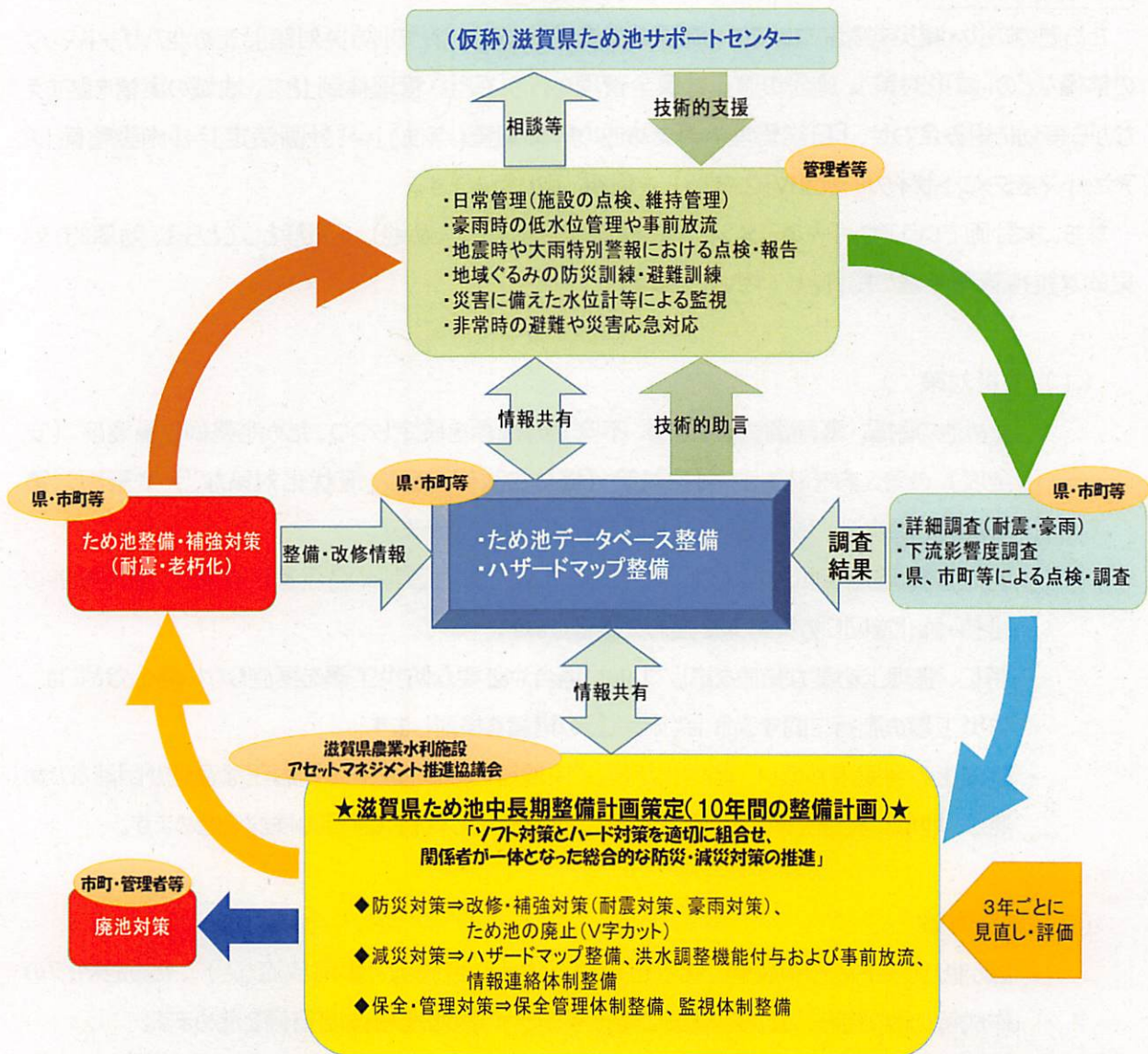
- ・ ため池の耐震・豪雨調査をすすめ、不安定な箇所を確定しつつ、ため池整備の重要度（安全度）の考え方を踏まえ、耐震対策（堤体の改修・補強、液状化対策など）や豪雨対策（堤体、洪水吐、取水施設などの改修）の整備を進めます。
- ・ 特定農業用ため池については、県・市町・ため池管理者等の関係者が連携し、施設機能の維持・強化を図り防災対策を強力に推進します。
- ・ 特に、管理上必要な措置を講じていない場合や必要な防災工事を実施しない場合などには、防災工事の施行に関する命令や代執行の措置を検討します。
- ・ 農業上の利用度が低い、老朽化が著しく決壊等の危険度が高い、適正な管理が困難なため池は、地域の実態を踏まえ、統合・廃止、必要に応じ代替え水源の検討を進めます。

（2）減災対策

- ・ ため池ハザードマップの整備、低水位管理（洪水や豪雨前の事前放流など）、ため池マップの作成等に取り組み、これらを確実に実行するための情報連絡体制整備を進めます。
- ・ 緊急時の迅速な避難行動につなげるため、ため池ハザードマップやため池マップなどの防災上必要な情報を公表します。

（3）保全・管理対策

- ・ 県、市町、県土連が連携して定期的にため池の状況を把握し、適時適切な措置が講じられるよう、ため池の適正な管理・保全に関する支援体制を整え、リスク管理の向上を図ります。
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や集落単位の共同活動等と連携しながら継続的な保安全管理、防災力の向上に向けた取組を強化する保安全管理体制を整備します。



図IV-2 ため池のアセットマネジメントサイクル

4 計画の期間

本計画の期間については、令和元年度から令和10年度の10年間とします。

また、ため池を取り巻く情勢の変化や地域の実情、整備の進捗状況、新たに実施する調査結果などに柔軟に対応するため、前期、中期、後期の3つの期間に区分し、それぞれの最終年度に評価や計画の見直し等を実施します（表IV-2、図IV-3参照）。

○ 計画期間

前期：令和元年度(2019年)～令和3年度(2021年)

中期：令和4年度(2022年)～令和6年度(2024年)

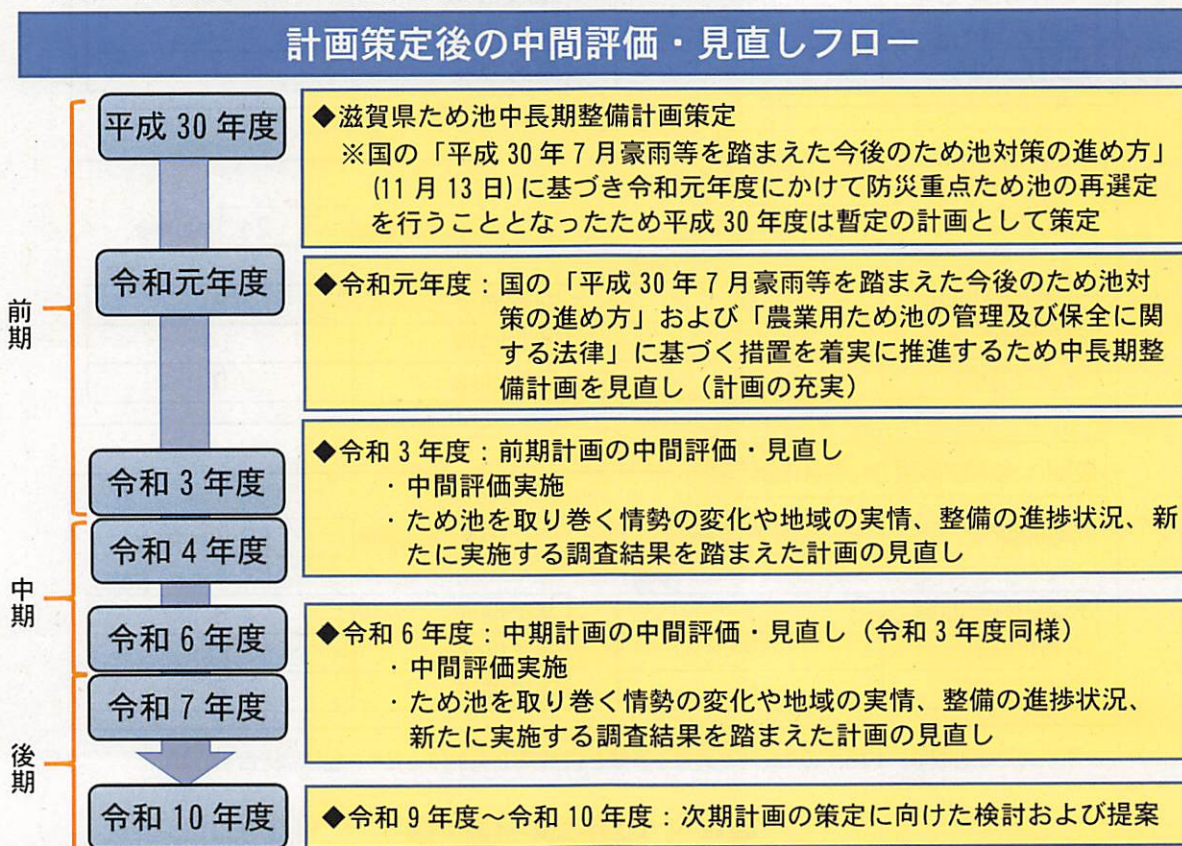
後期：令和7年度(2025年)～令和10年度(2028年)

表IV-2 ため池中長期整備計画10年間のスケジュール

■：実施年度

和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
○前期 (中間評価・見直し)	■※	■	■							
○中期 (中間評価・見直し)				■	■	■				
○後期 (見直し)							■	■	■	■

※ 令和元年度(2019)：国の「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」および「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に対応

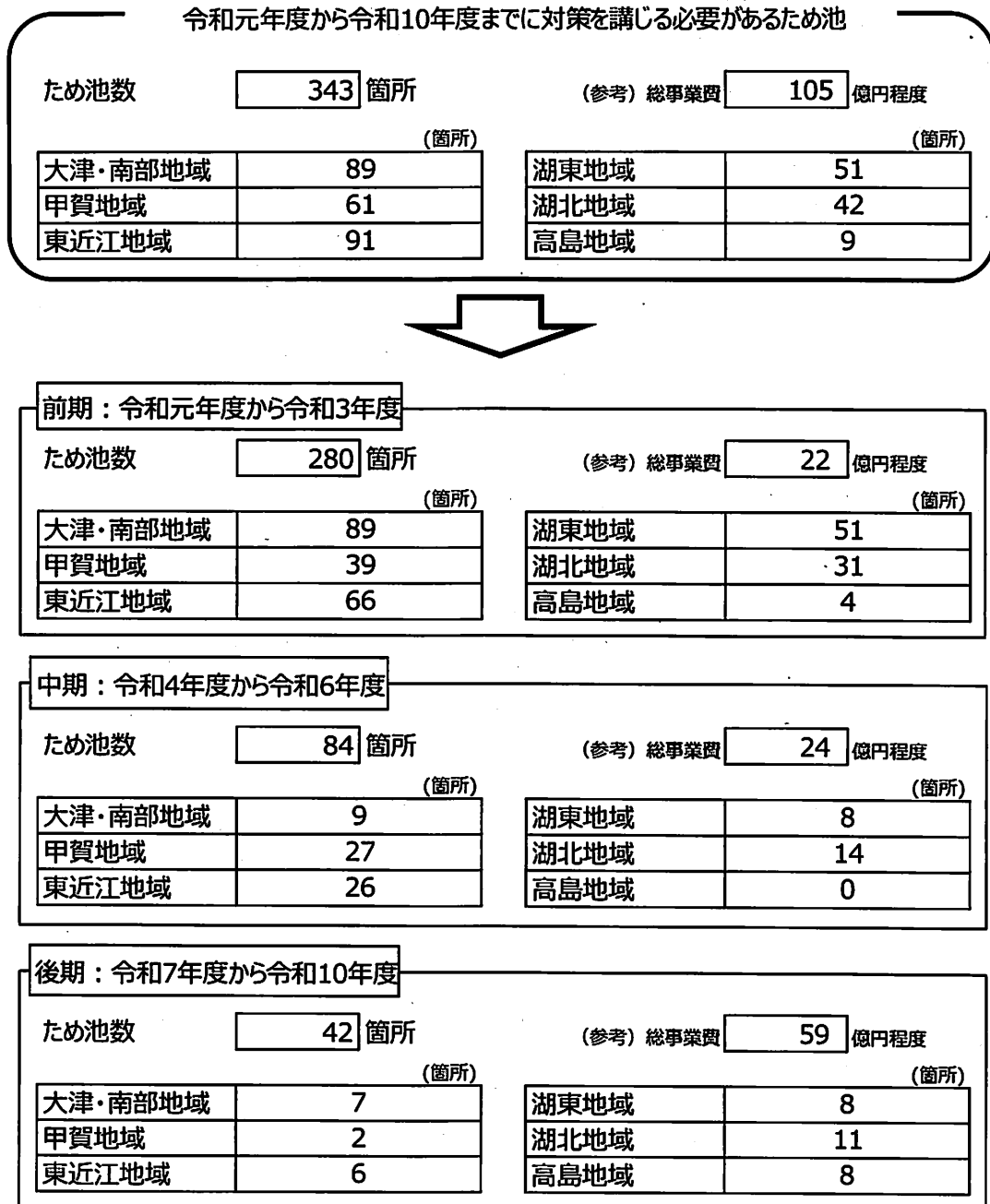


図IV-3 ため池中長期整備計画10年間のスケジュール

5 10年間の整備計画

ため池整備の重要度(安全度)の考え方をもとに選定した、今後10箇年で対策を講じるため池の箇所数を整理します。講じる対策とは、ため池整備(事業計画策定、実施設計、整備工事)、ため池ハザードマップの整備、廃池対策、それらに向けた調査・検討を想定しています。

整備計画については、農村地域の暮らしの安全安心の確保に向け、必要な対策が早期に講じられるよう管理者等との協議を重ね、ため池の現状を踏まえつつ3年毎に計画の見直しを行います。



※期別のため池数は、1箇所のため池で異なる事業を複数期で実施するため、全体数と合致しない。

図IV-4 10年間の整備計画

V 防災対策

近年、東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年の東日本台風においてため池の決壊により農地や家屋等に被害もたらされています。本県においても、平成 29 年の台風 21 号でため池が決壊するなど自然災害リスクが高まっています。

本県には 1,548 箇所のため池がありますが、その多くは老朽化が進行し、災害を引き起こすリスクは高まっているといえます。ため池には、農業用水源や生き物の生息の場、防火用水といった多くの機能を有する一方、決壊すると下流域の多くの人命や財産に大きな影響を及ぼします。

このことから、決壊した場合に下流域への影響の高いため池を優先して整備するほか、万一の際の被害を軽減するための対策を講じることが急務となっています。このため、防災対策（ハード対策）の対象を下流への影響が高い「防災重点ため池」とします。あわせて、整備に要する費用の負担や完成までに時間を要することを考慮し、ため池整備の重要度（安全度）の考え方を明らかにしながらハード対策を効率的に実施します。

また、特定農業用ため池については、県、市町、県土連と連携し定期的に現場の状況の確認や施設の管理状況の把握を行い、危険な状態であれば、防災工事にむけて、命令や代執行などを行います。

そのほか、農業上の利用度が低いことに加え、老朽化が著しく決壊等の危険度の高いため池や、農家数の減少により適正な管理が困難なため池については、地域の意向や農業利用の実態を踏まえ、ため池の統合、廃止や、必要に応じて、溪流取水や井戸等の代替え水源の確保を進めます。

1 防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池（以下の①から④の基準により選定）は、地域防災計画や水防計画に位置付けし、優先的に防災・減災対策を推進します。

《防災重点ため池の選定基準》

- 基準①：ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。
- 基準②：ため池から 100～500m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 1,000m³ 以上のもの。
- 基準③：ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 5,000m³ 以上のもの。
- 基準④：地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県および市町村が必要と認めるもの。

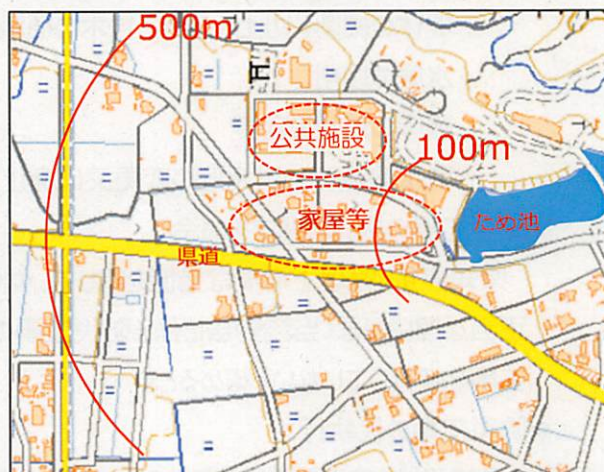


図 V-1 防災重点ため池の選定

※ 浸水想定区域を作成し、ため池が決壊しても歩行が不可能となる(水深 50cm かつ流速 1.0m/s 以上または、水深 100cm 以上かつ流速 0.5m/s 以上) 範囲に家屋、公共施設等が無い場合は、上記①～③に該当しても選定しないことができる。

本県のため池は、令和元年度時点で1,548箇所あり、このうち防災重点ため池は、450箇所となっています（表V-1参照）。

市町別の防災重点ため池数は、日野町が82箇所と県内で最も多く、次いで甲賀市が81箇所、大津市が72箇所となっています。以下、防災重点ため池が20箇所以上ある市町は、多い順に竜王町32箇所、長浜市31箇所、東近江市26箇所、米原市21箇所となっています。

表V-1 市町別ため池数(R1.5現在)

市町村	ため池個所数		市町村	ため池個所数	
		うち防災重点ため池			うち防災重点ため池
大津市	386	72	竜王町	47	32
草津市	27	0	彦根市	22	19
栗東市	67	10	愛荘町	13	10
守山市	0	0	豊郷町	1	0
野洲市	12	12	甲良町	12	10
甲賀市	472	81	多賀町	22	18
湖南市	36	17	長浜市	39	31
近江八幡市	2	0	米原市	46	21
東近江市	136	26	高島市	19	9
日野町	189	82	合計	1548	450

2 特定農業用ため池

「特定農業用ため池」は、「防災重点ため池」のうち、国・地方公共団体・財産区が所有するため池を除き、市町同意を得て県知事が指定し、公表します。

「特定農業用ため池」については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、市町と連携し、以下の取り組みを行います。

◆形状変更行為の制限（許可制）

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある以下の行為を行う場合は、県知事が許可（国や地方公共団体が行う場合は協議）

- ・堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- ・水底の掘削
- ・護岸の形状の変更
- ・取水設備又は洪水吐の変更又は廃止

◆防災工事の施行に関する命令

県知事が、管理上必要な措置を講じていないとして勧告をした特定農業用ため池の管理者等が正当な理由がなく当該勧告に係る防災工事の施行をしないときや、届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるとき

◆防災工事の代執行

県知事が、防災工事を施行すべきことを命じた特定農業用ため池の管理者等が当該命令に係る防災工事を実施しないとき、施行しても十分でないとき、または、特定農業用ため池の管理者等を確知することができないため勧告をすることができないときは、自らその防災工事を全部または一部を施行

3 整備の重要度（安全度）の考え方

ため池に災害をもたらす自然現象は、主に、降雨、地震等であり、他の農業用施設と比較してため池の災害は、ため池自身以外の被害が大きいことに著しい特徴を有しています。すなわち、決壊により貯水が瞬時に大量に下流に流下するため、その被害は農業関係にとどまらず、公共施設、人家等にも及び、場合によっては人命をも奪う結果となります。

こうしたため池と、集中豪雨の頻発や地震の発生確率の高い断層帯を有する本県の特徴を踏まえ、地震や豪雨による危険度、施設の老朽度、下流域への影響度を重視しつつ、地元の整備推進体制等、地域の実情を踏まえて整備の重要度を決定します（図 V-2 参照）。

◆地震や豪雨に対する調査の優先度

「ため池一斉点検」で整理した、「築造年代や表層地質、堤頂幅、堤高、堤頂長、総貯水量、下流影響度などから判定する地震に対する調査の優先度」と「堤体老朽度や洪水吐、ため池流域比、下流影響度などから判定する豪雨に対する調査の優先度」を活用します。

◆下流域への影響度

「ため池一斉点検」等で得た「下流への影響度」をもとに、下流への影響範囲として「堤体直下から100m未満」、「100mから500m未満」、「それ以外」に区分し、人家や公共施設等の有無を整理し活用します。

◆施設の変状

「ため池緊急点検」で得られた「堤体損傷(湧水含む)や洪水吐損傷、取水施設損傷、ため池内・堤体周辺の斜面と法面の損傷」といった変状の結果を活用します。

◆ため池の規模（貯水量）

「ため池一斉点検」で整理した貯水量を活用します。

【整備の重要度（安全度）に基づくため池一覧表の作成】

計画の対象は下流への影響が高い「防災重点ため池」とします。

「応急措置」を講じたため池は早期に補強工事を実施します。

ステップ1：「地震・豪雨による判定で調査の優先度が高い」ため池を整理
〔ため池一斉点検結果を活用〕



ステップ2：「施設が決壊した場合に下流の住宅等に影響を与えるおそれが高い」ため池を整理〔ため池一斉点検結果を活用〕



ステップ3：「ため池緊急点検で変状が確認され経過観察している」ため池を整理



ステップ4：「貯水量が大きい」ため池を整理

※ステップ3、4については、下流への影響を鑑み上記の流れとしています。



ため池整備の重要度（安全度）の考え方にに基づき整理した「ため池一覧表」を参考に、地元の整備推進体制等、地域の実情を踏まえ、今後10箇年に対策を講じるため池を選定

図V-2 10年間の整備計画の策定プロセス

4 ため池の用途廃止

今後、都市部では農地の転用による受益面積の減少、山間部では耕作放棄地の増加等により、貯留機能を持ったまま農業用として利用されず、適切な維持管理がなされないため池が増加すると予想されます。

このことから、農業用水の利用がない上に老朽化が著しく、決壊時に下流の人家や公共施設等へ影響を及ぼすおそれがあるため池については、用途廃止・撤去を含めて対策の検討を行います。

なお、ため池の廃止を検討する際は、ため池が洪水を一次貯留するなど、下流域への被害を軽減することもあることを踏まえ、防災・減災施設としての有効活用についての検討も行うよう努めます。

(1) ため池を廃止する方法

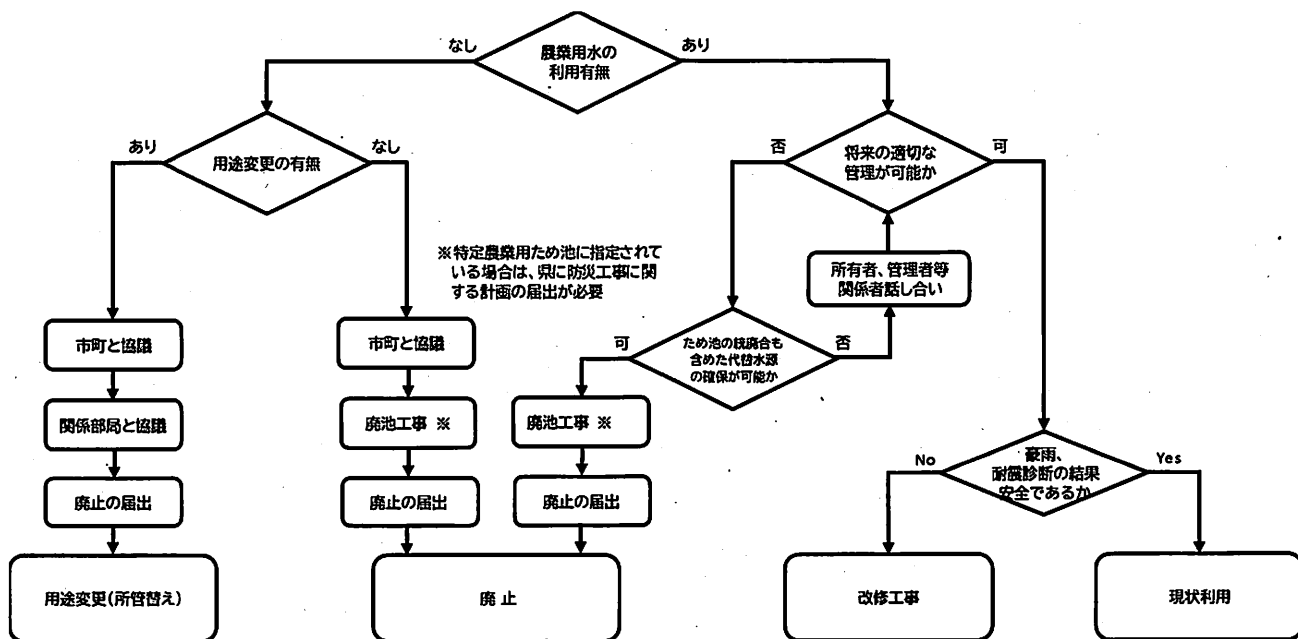
ため池を廃止は、埋め立てや、堤体を開削するなどして、貯水できないようにします。

また、農業用として使用せず、別の目的で利用するためにため池を存置する場合には、誰がどのように管理するか等について、管理者等が市町と協議します。

(2) ため池を廃止するプロセス

ため池の廃止を検討するにあたっては、管理者等と関係機関（市町・土地改良区等）とで協議を行う必要があります。また、関係者の同意を取得する必要があり、廃池のプロセス例を次に示します（図V-3参照）。

※施工方法については、別途作成の「ため池廃止手引き（案）」参照。



図V-3 ため池の廃池に至るプロセス（ため池管理者等が明らかな場合を想定した例）

VI 減災対策

減災対策は、管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等との連携を図りながら実施して行くことが非常に重要となるため、関係者の協力は欠かせません。中でも日常的な点検や豪雨時の低水位管理・事前放流等の適正な点検・監視は災害リスクの低減に繋がります。

このような取組を確実なものとするため、災害発生時に迅速・的確な避難が行えるとともに、被害の低減を図ることができるほか、日頃の防災意識を高めることに役立つため池ハザードマップやため池マップの整備を進め、併せて有事の際には迅速かつ適切な対応が実施できるよう、災害時の情報伝達や連絡体制を整備・推進することで、確実な減災対策を図ることが可能となります。

このことから、以下の対策を実施します。

- (1) ため池ハザードマップの整備
- (2) ため池マップの整備
- (3) 洪水調整機能付与および事前放流
- (4) 情報連絡体制整備

1 ため池ハザードマップの整備

施設の補修や改良といったハード対策だけでは、整備にかかる費用負担等から実施に限界があるため、ソフト対策を効果的に組み合わせることが重要となります。

特に、人命を守るための情報は住民自身が災害時の危険度、避難方法等を日ごろから把握しておくことが欠かせないため、ため池ハザードマップの整備を積極的に実施し、情報の共有・活用を図ります。

(1) ため池ハザードマップとは

農村地域では都市化による混住化が進むとともに、過疎化・高齢化が進行し、ため池の適切な管理や緊急時の情報伝達が的確に実施されないことが懸念されます。

このため、ため池が決壊する恐れのある場合または決壊した場合に、浸水区域を想定した地図を住民が活用することで、迅速かつ安全に避難するための参考資料として「ため池ハザードマップ」

(自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの)を作成し、日常的な防災意識の共有、円滑な情報伝達などができる環境づくりを進めておく必要があります。

(2) ため池ハザードマップの効用

ため池ハザードマップを公表することにより、災害発生時に迅速・的確な避難が行えるとともに、被害の低減を図ることができるほか、ため池ハザードマップの作成の過程で住民自身が地域の危険箇所の確認に参加、あるいは災害時の対処方法を検討することで、日頃の防災意識を高めることに役立ちます（図VI-1 参照）。さらに、ため池ハザードマップは、地域に存在している危険地域や災害が発生した場合の危険度の把握、防災施策の現況や課題の整理等、様々な場面で役立てることができます。

例えば、地域の危険箇所の分布や、防災施設、活動用資機材の所在等を掲載したため池ハザードマップは、災害の予防対策や応急対策を実施するための基礎資料となり、これらを参考に防災機能向上のための施設整備を検討することや、地域防災計画に位置付けることも考えられます。



出典：甲賀市ホームページ

図VI-1 ため池ハザードマップ公表事例

(3) ため池ハザードマップの活用

地域住民が定期的のため池ハザードマップに触れ、日頃から防災意識が保たれるよう、自治会や自主防災組織による避難訓練、災害学習、避難経路の点検活動などの際のため池ハザードマップを活用するよう努めます。

2 ため池マップの整備

地域において緊急時の迅速な避難行動につなげるためには、避難に係る判断に必要な情報を取りまとめたため池マップの整備が必要です。このため、市町毎に緊急時等の迅速な状況把握や避難行動につなげる基礎的な情報として、全ての防災重点ため池について、関係者が連携してため池マップを作成し、平常時から地域住民に提供できるよう公表します（図VI-2 参照）。

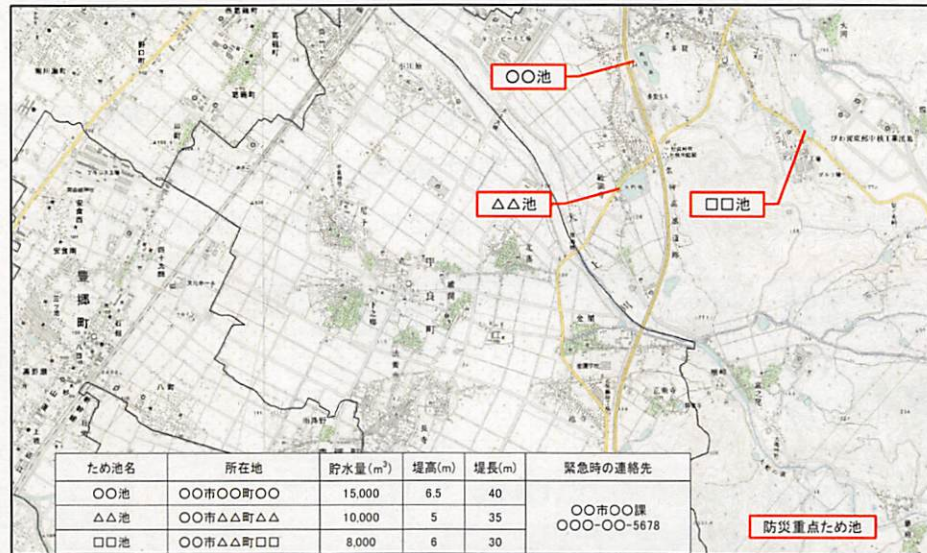
(1) ため池マップとは

市町単位を基本に、全ての防災重点ため池の位置、名称、所在地、貯水量、緊急時の連絡先など必要な項目を表示したマップを作成します。

(2) ため池マップの効用

ため池マップは、防災重点ため池の位置情報を視覚的に提供するもので、緊急時等の迅速な状況把握や避難行動につなげる基礎的な情報として有効なものとなります。

例えば、防災重点ため池の位置図があることにより、大規模地震後の点検範囲の決定や現場確認等が迅速に行うことができます。



図VI-2 ため池マップ作成 イメージ

3 洪水調整機能付与および事前放流

地震、豪雨対策にかかる詳細調査の結果、対策工事が必要な防災重点ため池については、対策工事を実施するまでの期間を、また、農業上の利用度が低く、農業用水の需要量が減少しているため池においては、確実に低水位管理を行えるよう、洪水吐に溝を入れたり、敷高を下げたりするなどして、需要にあった容量で日常管理ができるようにします（図VI-3 参照）。なお、取水施設の操作による低水位管理を行うため池は、すべり破壊（豪雨により堤体上を水が越水し、ため池の法面がすべり破壊に至る）や、パイピング破壊（貯水位の上昇により堤体内に水道が形成・漏水により、堤体に陥没が生じ堤体が不安定となり破壊に至る）等が生じないように、堤体上部の草刈り等の維持管理を適切に行うよう努めます（図VI-4 参照）。



図VI-3 期間的に低水位管理をしているため池（他県例）



図VI-4 貯水位の上昇によりパイピング破壊したため池（他県例）

4 情報連絡体制の整備

平成30年6月の大阪北部地震による緊急対応や平成30年7月豪雨におけるため池緊急点検により、ため池位置の把握や管理者等との連絡体制等に課題があったことから、ため池に係る情報の蓄積および豪雨や地震時における情報収集・監視体制を強化する必要性が求められています。

(1) ため池データベースの更新・公表

緊急時の情報収集・対応を迅速に行うため、すべてのため池についてデータベースへの登録を進めます。ため池の位置情報等に誤りがあるものについて、データベースの修正作業を進めるとともに、ため池の管理状況、老朽化状況、改修履歴等を把握し、情報を更新します。また、管理体制の変更や改修により構造を変更した場合には、その都度、登録内容を更新します。

なお、データベースについては、農林水産省が開発した「ため池防災支援システム」の活用を検討します。

<公表内容>

- ① ため池の名称及び所在地
- ② ため池の所有者、管理者の名称
- ③ ため池の堤高、堤頂長、総貯水量
- ④ 届出の有無及び届出があった場合は、届出の年月日
- ⑤ 特定農業用ため池の指定の有無及び指定を受けている場合は、当該指定の年月日

(2) 情報連絡網の整備

警戒時・災害時に備え、県、市町、管理者等、警察、消防などその他の関係機関との情報連絡網を各市町の地域防災計画等に準じて整備します。

(3) 地震時等の緊急点検

本県では、阪神淡路大震災による被災を教訓に「地震後の農業用ため池緊急点検要領」を策定し、国、県、市町、管理者等の緊急連絡体制を定め、震度階に応じて管理者等又は市町が緊急点検を実施し、連絡体制に則して順次点検結果を報告するよう規定しています（表VI-1参照）。具体的には堤高が1.5m以上の農業用ダムとため池では震度4以上を対象に、堤高が1.5m未満のため池については、震度5弱以上の地震が発生した場合、原則合併前の旧市町村単位を範囲として緊急点検を実施し結果報告することになっています。

また、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、大雨特別警報の発令に伴う豪雨があった場合は、警報解除後に地震時と同様の体制、報告を行うこととしています。

表VI-1 地震発生時における農業用ダム・ため池の点検および報告の区分

○震度4以上の地震時に点検、報告が必要な農業用ダム

(地域防災計画に記載の農業用ダム)

1) 対象ダム数 7箇所

- ①野洲川ダム ②蔵王ダム ③永源寺ダム ④犬上川ダム ⑤大原貯水池
⑥芹川ダム、⑦奥山ダム

2) 緊急点検および報告の方法

滋賀県農政水産部耕地課からの通知による

(平成17年11月2日、20年12月25日、24年5月31日付け)

- ①概略被災状況(遅くとも1時間以内に報告)
②一次点検(おおむね3時間以内に報告)
③二次点検(おおむね24時間以内に報告)

○震度4以上の地震時に点検、報告が必要なため池

(堤高15m以上のため池)

1) 対象ため池数 12箇所

大津市: ①亀ヶ池

甲賀市: ②川合谷池 ③今郷池 ④大熊池 ⑤頓宮池

東近江市: ⑥平柳明正溜

日野町: ⑦雁ヶ谷池 ⑧日溪溜 ⑨西鎌掛池 ⑩鎌掛池

高島市: ⑪緑ヶ池 ⑫淡海池

2) 緊急点検および報告の方法

○滋賀県農政水産部からの通知による(令和元年9月19日付)

○ため池管理者は緊急点検を行い24時間以内に報告

○震度5弱以上の地震または大雨特別警報で点検、報告が必要なため池

(防災重点ため池)

1) 対象ため池数 450箇所

①大津・南部管内 94箇所(大津市72、栗東市10、野洲市12)

②甲賀管内 98箇所(甲賀市81、湖南市17)

③東近江管内 140箇所(東近江市26、日野町82、竜王町32)

④湖東管内 57箇所(彦根市19、愛荘町10、甲良町10、多賀町18)

⑤湖北管内 52箇所(長浜市31、米原市21)

⑥高島管内 9箇所(高島市9)

2) 緊急点検および報告の方法

○滋賀県農政水産部からの通知による(令和元年9月19日付)

○ため池管理者は緊急点検を行い24時間以内に報告

○大雨特別警報が発令された際の緊急点検については、滋賀県農政水産部からの通知(平成30年7月27日付)によるものとし、ため池管理者は安全確保に注意した上で緊急点検を行い速やかに報告

VII 保全・管理対策

近年の頻発する自然災害をふまえてリスク管理をどこまで向上させられるかがキーワードであるとの教訓が得られ、①ため池の安定性が不足している部分、弱い部分はどこか、②どのような監視を行うことでリスクの低下が図れるか、③豪雨時の避難等の行動の周知、といった保全・管理対策がますます重要になっています。

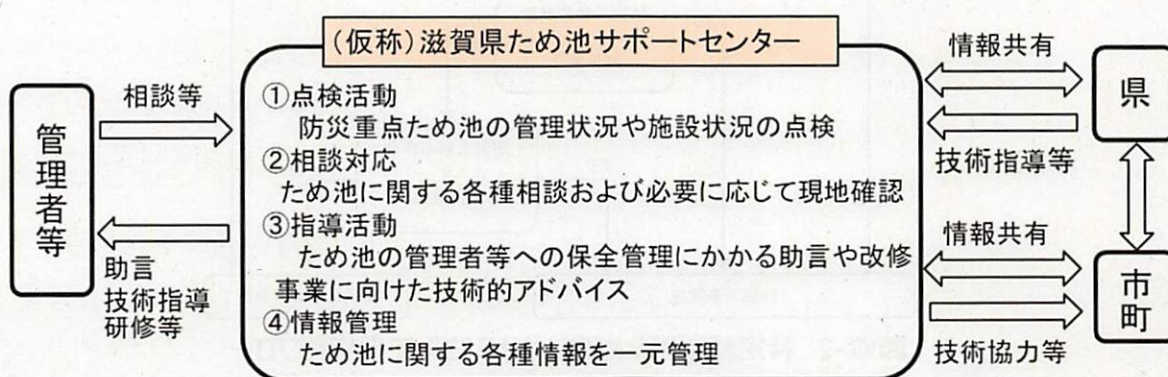
また、保全・管理対策の実施には関係者の協力が欠かせないことから、管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等との連携を図りながら以下の対策を実施します。

- (1) 保全管理体制整備
- (2) 監視体制の整備

1 保全管理体制整備

1) ため池については、管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等が役割分担し、適切な保全管理をすることにより、災害の未然防止を図っていくことが重要です。また、農家数の減少や農業者の高齢化が進行し、管理の粗放化が懸念される中、管理者等による日常管理やため池の状況に応じた適時適切な措置を講じることが求められています。こうした措置には技術的な対応が求められることから、保全管理のための相談対応や現地での助言、技術的支援等を行う（仮称）滋賀県ため池サポートセンターを設置します（図VII-1参照）。

(1) （仮称）滋賀県ため池サポートセンター



図VII-1 （仮称）滋賀県ため池サポートセンターの役割

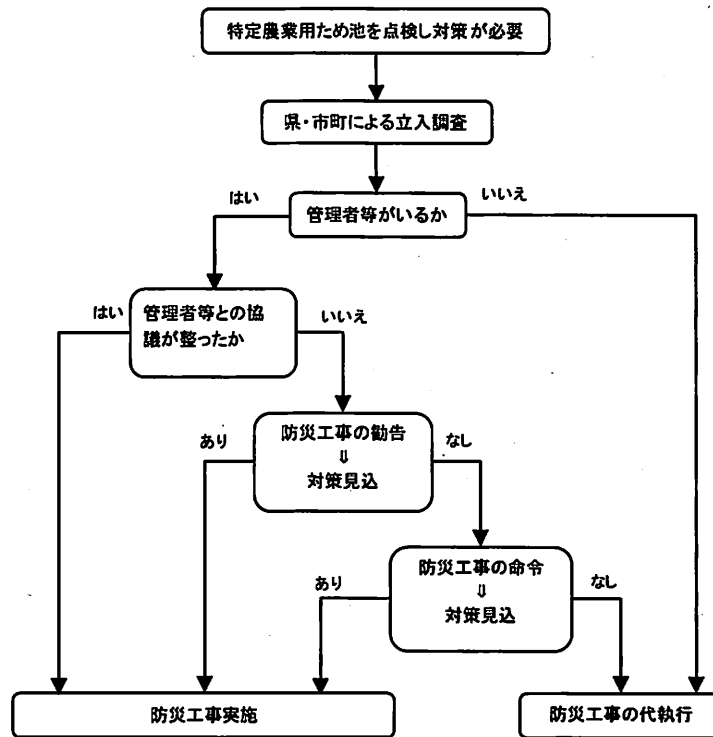
(2) ため池に係る適正管理（所有者、管理者）

ため池の管理者等は、安全管理・監視体制の構築を図り、県知事に対したため池の名称や所在地等の諸元を届出するとともに、ため池の機能が十分に発揮されるよう、適正な管理に努めることが必要です。

また、県知事は、堤体の変形、堤体からの漏水、堆積土砂等による洪水吐きの通水断面阻害など、農業用水の貯留機能の発揮および農業用ため池の決壊等による水害の発生防止に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、管理者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告や立入調査を行います。

(3) 特定農業用ため池の管理体制

「特定農業用ため池」においては、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、県知事の許可を得ます。また、市町等と連携し県はため池を点検調査し、状況に応じた適時適切な措置を講じます。管理者等が応じない場合には、必要な防災工事の命令や代執行を行います（図VII-2 参照）。



図VII-2 特定農業用ため池における防災工事実施フロー

(4) 裁定による特定農業用ため池の管理

所有者が不明で適正に管理されなくなるおそれが高く今後も利用していく必要がある特定農業用ため池については、県知事の裁定により、市町が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置を講じます。

2) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払制度等を活用して、農業者以外の地域住民も参画した地域ぐるみの保全管理を推進します（図Ⅶ-3参照）。

ため池周辺の地域住民が保全管理に参画することで、保全管理体制の強化のみならず、地域におけるため池の決壊リスクに対する理解の促進や非常時における情報伝達の円滑化も期待されます。

また、災害時には被災状況の調査や応急措置などの支援を行う水土里災害派遣隊（国の職員で構成）および滋賀県農村災害ボランティア協力隊（県、市町職員等のOBで構成）の要請や地域又は県を単位として管理者等の指導や災害時の点検等を行う現地パトロール体制の構築等、ため池の保全管理体制を強化していきます。



図Ⅶ-3 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による堤体の草刈活動

2 監視体制の整備

特に下流への影響度が大きいため池については、豪雨時や地震時にため池の状況を速やかに把握し、適切な判断や行動につなげられるようため池の監視体制の整備を行うことが重要です。

このため、水位計の設置や監視カメラ等の遠隔監視システムの導入などを促進し、管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等の連携により、ため池ハザードマップによる避難場所の確保と迅速かつ確かな避難行動ができるよう避難判断水位等の基準をあらかじめ設けておくなど監視体制を構築していきます。

参考資料

- ・農林水産省ホームページ
- ・農地防災事業便覧
- ・ため池の保全管理体制整備の手引き(平成 26 年 7 月 農林水産省農村振興局防災課)
- ・ため池の洪水調節機能強化対策の手引き(平成 30 年 5 月 ")
- ・ため池ハザードマップ作成の手引き(平成25年 5 月 ")

ため池用語集

単語	読み仮名	意味	出典・引用
ため池	ためいけ	降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。 令和元年 5 月現在、各市町のため池台帳で農業用ため池として整理されているため池を指します。	農林水産省ホームページ
防災重点ため池	ぼうさいじゅうてんためいけ	農林水産省では、ため池が決壊した場合、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の選定基準を定めており、効果的かつ効率的に防災・減災対策を図るため池をいいます。	農林水産省ホームページ
特定農業用ため池	とくていのうぎょうようためいけ	ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当し、知事が指定したため池をいいます。	「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」 第七条
廃池	はいいけ	堤体の一部掘削等により、使用しなくなったため池の機能・用途を廃止することです。	農林水産省ホームページ
堤体	ていたい	川や谷を横断し、土を盛り立てて造られる堤状の土木構造物です。堤体と堤体上流の地山で囲まれた空間（貯水池）に貯水するという最も重要な働きをします。	「ため池管理マニュアル」農林水産省農村振興局
洪水吐	こうずいばき	大雨時に貯留水が堤体を乗り越えないように、貯水池に流入した水を安全に流下させるための施設です。	「ため池管理マニュアル」農林水産省農村振興局
取水施設	しゅすいしせつ	ため池の水を利用するための施設です。取水施設にある取水孔部から取り入れられ、用水路に送られます。また、ため池を空にするための排水施設としての役割を担っています。	「ため池管理マニュアル」農林水産省農村振興局
決壊	けっかい	ため池の堤体が破壊すること。 ため池の堤体には貯留している水が浸透します。水が浸み込むと、土の粒子の間に水が入り、土が移動しやすい状態になり弱くなります。また、貯留水が堤体を越えて流れると、堤体が浸食され、非常に危険となります。豪雨や地震はこの状態を悪化させる方向に作用させるために、ため池が決壊することがあります。	改訂 5 版 農業土木標準用語辞典：農業農村工学会
溪流取水	けいりゅうしゅすい	勾配が急な溪流河川からの用水を取水すること。	改訂 5 版 農業土木標準用語辞典：農業農村工学会

平成 30 年 7 月 豪雨	へいせい 30 ねん7がつご う	平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日までの総降水量が四国地方で 1800 ミリ、東海地方で 1200 ミリを超えるところがあるなど、7 月の月降水量平年値の 2~4 倍となる大雨となり、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で 24、48、72 時間降水量の値が観測史上第 1 位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となりました。この大雨について、1 府 10 県に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけました。	気象庁ホーム ページ
大雨特別警報	おおあめとく べつけいほう	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合に気象庁より発表される特別警報のこと。	気象庁ホーム ページ
国土強靱化	こくどきょうじ んか	大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するもので、必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付けられています。 (防災・減災等に資する国土強靱化基本法)	内閣官房ホ ムページ
世代をつなぐ農 村まるごと保全 向上対策	せだいをつな ぐのうそんま るごとほぜん こうじょうたい さく	農地、水路などの地域資源や豊かな自然環境を保全する活動など、農業、農村の多面的機能を維持する地域の共同活動に対し、国及び地方自治体による支援を行う制度です。農林水産省の事業名は多面的機能支払制度となります。	しがの農林水 産業 平成 31 年度 (2019 年 版)
中山間地域等 直接支払制度	ちゅうさんか んちいきとう ちよくせつし はらいせいど	中間間地域等の農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度です。 本県においても、中山間地等において、集落協定等に基づき、5 年以上継続する農業者を支援し、耕作放棄地の発生防止、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を実施しています。	・農林水産省 ホームページ ・しがの農林水 産業 平成 30 年度 平成 31 年度 (2019 年 版)
貯水池	ちよすいち	水を貯留する目的で造られる池。 (ダム、ため池) 滋賀県では堤高が 15m 以上で河川の水を貯留している貯水池を「農業用ダム」、それ以外を「ため池」として整理しています。	・改訂 5 版 農業土木標 準用語辞 典：農業農 村工学会
滋賀県農業水 利施設アセット マネジメント推進 協議会	しがけんのう ぎょうすいり しせつあせつ とまねじめん とすいしんき ょうぎかい	農業水利施設の適切な保全管理と計画的な対策を行う「農業水利施設アセットマネジメント」の推進を目的として設立し、県内の市町・土地改良区・滋賀県土地改良事業団体連合会・県等で構成されています。	・滋賀県ホーム ページ
農業水利施設 アセットマネジメ ント	のうぎょうす いりしせつあ せつとまねじ めんと	農業水利施設を次世代に引き継ぐため、基幹から末端まで全ての農業水利施設を一つの資産ととらえ、関係者の情報共有、適切な保全管理、計画的な保全・更新を一元的に行う取り組みです。	・滋賀県ホーム ページ

滋賀県ため池中長期整備計画
(改定版)

令和2年(2020年)3月

滋賀県農業水利施設アセット
マネジメント推進協議会